

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 規則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	第30号	(総務局総務課)	1
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第31号	(同)	5
○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	第32号	(同)	6
○愛知県公印規則の一部を改正する規則	第33号	(法務文書課)	7
○愛知県公有財産規則の一部を改正する規則	第34号	(財産管理課)	8
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	第35号	(水大気環境課)	8
○愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則	第36号	(児童家庭課)	9
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	第37号	(医務課)	9
○動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	第38号	(生活衛生課)	11
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	第39号	(医薬安全課)	11
○愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	第40号	(労働福祉課)	17
○愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第41号	(水産課)	18
○愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第42号	(林務課)	18
○愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則	第43号	(建設総務課)	18
○愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	第44号	(下水道課)	18
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第45号	(建築指導課)	20
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第46号	(会計局管理課)	22

## 規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

### 愛知県規則第三十号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき設置された愛知県埋蔵文化財調査センター

第三条の二第五項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六項第一号及び第二号中「市町村の」を削る。

第四条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「管理」を「管理等」に改め、同号を同項第十四号とし、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条第四項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次



の一号を加える。

六 防災拠点に関する事(災害対策課の事務分掌事項を除く)。

第六条第十三項第三号及び第四号を次のように改める。

三 文化財に関する事。

四 銃砲刀剣類の登録に関する事。

第六条第十三項に次の二号を加える。

五 愛知芸術文化センター、陶磁美術館及び埋蔵文化財調査センターに関する事。

六 文化財保護審議会に関する事。

第六条第十四項中「トリエンナーレ推進室」の下に「及び文化財室」を加え、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 文化財室においては、次の事務を処理する。

一 文化財に関する事。

二 銃砲刀剣類の登録に関する事。

三 埋蔵文化財調査センターに関する事。

四 文化財保護審議会に関する事。

第七条中第十二項を第十四項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 介護人材の確保に関する事(地域福祉課の事務分掌事項を除く)。

第七条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 障害福祉課に医療療育支援室を置く。

8 医療療育支援室においては、医療療育総合センターに関する事務を処理する。

第七条の二第九項第二十四号中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第十項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第十一項中「園芸農産課及び畜産課」を「及び園芸農産課」に改める。

第十条第二項及び第十四項中「航空対策課」を「航空空港課」に改める。

第十条の三第二項中第二十二号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十二号とし、同条第七項第十四号を次のように改める。

十四 建設工事(土木工事を除く)に係る分別解体等に関する事。

第十条の三第七項に次の三号を加える。

十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事。

十六 愛知県建築物環境配慮制度に関する事。

十七 都市の低炭素化の促進に関する事。

第十一条第一項中「スポーツ課」を「スポーツ振興課  
競技・施設課」に改め、同条第二項中「スポーツ課」を「スポーツ振興課」に改め、第九号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 競技・施設課においては、次の事務をつかさどる。

一 スポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関する事。

二 スポーツ施設の整備に関する事。

三 スポーツの指導者の養成に関する事。

四 アスリートの育成に関する事。

五 その他スポーツ行事に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。

第十四条の二第四項企画調整課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十四条の三中第七項から第十項までを削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課、愛知県知多県民事務所環境保全課及び愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項総務県民課の分掌事務中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 市町村の地域振興に関する事。

第十四条の三第四項総務県民課の分掌事務の次に県民防災安全課の分掌事務として次のように加える。

県民防災安全課

一 文書及び公印の管守に関する事。

二 職員の人事及び福利厚生に関する事。

三 予算、会計及びその他庶務に関する事。

四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関する事。

五 証紙の売りさばきに関する事。

六 広報及び広聴に関する事。

七 県政に関する情報提供に関する事。

- 八 青少年施策の推進に関すること。
- 九 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- 十 地域における地方機関間の連絡調整に関すること。
- 十一 市町村の地域振興に関すること。
- 十二 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関すること（他の地方機関及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 十三 防災に関すること。
- 十四 武力攻撃事態等における国民の保護等に関すること。
- 十五 災害救助に関すること（福祉相談センターの事務分掌事項を除く。）。
- 十六 消防に関すること。
- 十七 高圧ガスの保安等に関すること。
- 十八 火薬類の取締りに関すること。
- 十九 電気工事業者の登録等に関すること。
- 二十 電気用品及びガス用品に関すること。
- 二十一 安全なまちづくりに関する施策の推進に関すること。
- 二十二 交通安全施策の推進に関すること。
- 二十三 その他他の課の主管に属しないこと。

第十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 愛知県海部県民事務所及び愛知県知多県民事務所に次の課を置く。

- 県民防災安全課
- 環境保全課
- 産業労働課

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

（埋蔵文化財調査センター）

第二十条 愛知県埋蔵文化財調査センターに総務調査課を置く。

2 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。
- 七 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 環境学習に関すること。

第二十四条第四項企画情報部の分掌事務中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 環境学習に関すること。

第二十四条第六項に次の一号を加える。

五 環境学習に関すること。

第三十四条の見出しを「（動物愛護センター）」に改め、同条第一項及び第三項中「愛知県動物保護管理センター」を「愛知県動物愛護センター」に改め、同条第四項の表中「愛知県動物保護管理センター尾張支所」を「愛知県動物愛護センター尾張支所」に、「愛知県動物保護管理センター知多支所」を「愛知県動物愛護センター知多支所」に、「愛知県動物保護管理センター東三河支所」を「愛知県動物愛護センター東三河支所」に改める。

第五十一条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「愛知県知多建設事務所西知多道路常滑出張所を常滑市」を「愛知県知多建設事務所西知多道路出張所を知多市」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 愛知県尾張建設事務所の所掌する愛・地球博記念公園整備事業に係る事務を分掌させるため、愛知県尾張建設事務所愛・地球博記念公園出張所を長久手市に置く。

第五十一条中第十四項を第十五項とし、第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 第七項に規定するもののほか、愛知県東三河建設事務所総務課にあつては、愛知県行政機関設置条例第十四条第二項の規定にかかわらず、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域に係る

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十二号

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

愛知県事務委任規則（昭和四十年愛知県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東三河総局長又は県民事務所長の項第六十二号の二中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号を同項第六十二号の四とし、同項第六十二号の次に次の二号を加える。

六十二の二 浄化槽法第十一条の二第二項の規定により浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

六十二の三 浄化槽法第十一条の二第二項の規定により浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

別表第一 東三河総局長又は県民事務所長の項第六十五号及び第六十五号の二中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同項第六十五号の三の次に次の四号を加える。

六十五の四 浄化槽法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽の設置に関する計画の協議に応じ、同意をすること。

六十五の五 浄化槽法附則第十一条第一項の規定により特定既存単独処理浄化槽に関し除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

六十五の六 浄化槽法附則第十一条第二項の規定により除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

六十五の七 浄化槽法附則第十一条第三項の規定により勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第七号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十号の二中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の五第二項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、同項第十号の三中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項第十一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十三条第三項（同法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十三号中「第二十三条第三項（同法第二十四条の四）を「第二十三条第四項（同法第二十四条の四第一項）」に改め、同項第十三号の四を同項第十三号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

十三の七 動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第一項の規定により必要な指導又は助言をすること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十三号の三を同項第十三号の五とし、同項第十三号の二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号を同項第十三号の四とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第二項の規定により必要な勧告をすること。

十三の三 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第二項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第一 動物保護管理センター所長の項第十四号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同項第十五号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同項第十五号の二中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同項第三十号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同項中「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

別表第二 東三河総局長又は県民事務所長の項第十号中「に対し浄化槽の保守点検業務」を「その他浄化槽保守点検業を営む者に対しその業務」に、「の営業所若しくは事務所」を「その他浄化槽保守点検業を営む者の営業所、事務所その他の場所」に改め、同表保健所長の項第四号の七中「第十七条第一項、同条第二項」を「第十八条第一項」に改め、「及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六条の七第一項第二号」を削り、「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物業者」に、「当該職員に店舗」を「薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に製造所」に、「毒物」を「若しくは毒物」に、「に規定する」を「の毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）で定める」に改め、「（毒物又は劇物の製造業者及び輸入業者のうちその製造業及び輸入業について同法第四条第一項の規定による厚生労働大臣の登録を受けたものに係るものを除く。）」を削り、同項第四号の九中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項第四号の十中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤保管営業所」を「覚醒剤保管営業所」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚醒剤若しくは覚醒剤」に改め、同項第四号の十一中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項第五号の三中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同項第五号の四中「第二十五条の七」を「第三十一条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同